

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は次のとおりです。

当社は、社会と共に持続的な発展を遂げるため、企業理念に基づき、従業員、顧客その他の取引先、地域社会、株主・投資家等のステークホルダーの期待に応え、社会から信頼され、社会に貢献し続ける企業であることを目指す。この実現に向け、当社は、次のとおりコーポレート・ガバナンスの充実に取り組む。

- (1) 取締役会及び監査役会を設置するとともに、独立役員の任用により、業務執行に対する監督体制を強化し、透明性・信頼性の高い企業経営を行う。
- (2) コンプライアンスの推進及び内部統制機能を強化し、企業価値の持続的向上を実現する体制の構築に努める。
- (3) 公正・公平かつ適時・適切な情報開示を行うとともに、ステークホルダーと積極的にコミュニケーションを図る。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

(補充原則4-2-1)

現在の業務執行取締役の報酬は、役位別の固定報酬と当該事業年度の業績に連動する賞与によって構成されております。中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合の適切な設定等については、引き続き検討を進めてまいります。

(補充原則4-8-1、4-8-2)

現在、定期的に代表取締役、独立社外取締役及び監査役が意見交換する機会を設ける等、独立社外取締役が積極的に議論に参加できる体制づくりをしておりますが、独立社外者のみを構成員とする会合や筆頭独立社外取締役の決定等については、今後検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社では、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示事項を含めた「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を制定し、当社ホームページにて公開しております。

「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」(以下「CG基本方針」という。)

<http://www.metawater.co.jp/csr/responsibility/pdf/governance.pdf>

コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる事項については、それぞれ次の項目をご参照ください。

(原則1-4) いわゆる政策保有株式

「CG基本方針」の第20条(政策保有株式に関する方針)に記載しております。

(原則1-7) 関連当事者間の取引

「CG基本方針」の第18条(関連当事者間の取引)に記載しております。

(原則3-1) 情報開示の充実

(i) それぞれ次のとおり当社ホームページにて公開しております。

「企業理念」

<http://www.metawater.co.jp/info/philosophy/>

「中期経営計画の策定に関するお知らせ」

<http://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS08491/4f786ae1/4553/42f2/a599/34f0d345e314/140120150529496392.pdf>

「中期経営計画説明会資料」

http://www.metawater.co.jp/common_upload/news/pdf/150615Z9RP0Ho4.pdf

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「I. 1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

基本方針については、「CG基本方針」に記載しております。

(iii) 本報告書の「II. 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

(iv) 「CG基本方針」の第11条(取締役候補者及び監査役候補者の指名に関する方針及び手続)に記載しております。

(v) 社外取締役候補者及び社外監査役候補者の指名理由は、本報告書の「II. 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】会社との関係(2)」及び「【監査役関係】会社との関係(2)」に記載しております。その他の取締役候補者及び監査役候補者を含め、すべての役員候補者の指名理由は、本報告書の巻末に【取締役候補者及び監査役候補者の個々の指名に関する説明】として記載しております。

(補充原則4-1-1)

「CG基本方針」の第5条(取締役会の役割)第1項及び第3項に記載しております。

(原則4-9)独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
「CG基本方針」の第11条(取締役候補者及び監査役候補者の指名に関する方針及び手続)第5項及び別記「メタウォーター株式会社 社外役員の独立性に関する基準」に記載しております。

(補充原則4-11-1)
「CG基本方針」の第6条(取締役会の構成及び運営)第1項に記載しております。

(補充原則4-11-2)
取締役及び監査役の他社での兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書及び本報告書にて公開しております。

(補充原則4-11-3)
取締役会全体としての実効性に関し、次のとおり「取締役会の実効性に関するアンケート」を実施することにより、分析・評価しております。
(1) 評価対象期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日
(2) 評価実施対象 取締役会出席メンバー(取締役及び監査役)
(3) 実施の目的 取締役会出席メンバーが、取締役会の実効性に関して客観的に分析・評価することにより、取締役会全体としての実効性の向上を図る。
(4) アンケート項目 取締役会の運営、構成、役割、実効性
(5) 取締役会の実効性に関する分析・評価の結果概要
・ 取締役会全体の実効性は十分に果たされているものの、今後の課題も明らかになりました。
・ 課題として、取締役会上程議案の中で特に重要な議案については、事前提供する情報の一層の充実と重要性を考慮した適切な審議時間の確保が実効性の向上に有効との意見がありました。
・ 今後、当社の取締役会では以上の分析・評価を踏まえて十分な議論を行い、対応策の策定及びその実行を迅速に進めてまいります。

(補充原則4-14-2)
「CG基本方針」の第14条(取締役及び監査役に対するトレーニング等の方針)に記載しております。

(原則5-1)株主との建設的な対話に関する方針
「CG基本方針」の第22条(株主との対話)に記載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本碍子株式会社	7,500,000	28.93
富士電機株式会社	7,500,000	28.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,185,000	4.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,020,400	3.93
JP MORGAN CHASE BANK 385632	970,000	3.74
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	484,100	1.86
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	337,400	1.30
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	272,300	1.05
野村信託銀行株式会社(投信口)	259,300	1.00
HSBC-FUND SERVICES, SPARX ASSET MANAGEMENET CO LTD	240,900	0.92

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明更新

平成28年3月7日付及び平成28年4月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド東京支店及びその共同保有者が以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として平成28年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

【平成28年2月29日現在の保有株券等の数及び株券等保有割合】
T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド東京支店： 1,421千株、5.48%
T. ロウ・プライス・アソシエイツ, インク： 161千株、0.62%
T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド： 70千株、0.27%

【平成28年4月15日現在の保有株券等の数】
T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド東京支店： 1,111千株、4.29%
T. ロウ・プライス・アソシエイツ, インク： 120千株、0.46%
T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド： 57千株、0.22%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気・ガス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坂部 進	他の会社の出身者											
松村 基史	他の会社の出身者											
末 啓一郎	弁護士											
相澤 馨	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂部 進		――	日本碍子株式会社において要職を歴任しており、豊富な経営経験及び財務、会計における深い見識を有しております。引き続きこれらの経営経験と高い専門知識を活かして当社の業務執行を監督する適切な人材であると判断し、当社の社外取締役に選任しております。
松村 基史		――	富士電機株式会社において要職を歴任しており、豊富な経営経験と幅広い事業分野における深い見識を有しております。これらの経験と高い専門知識を活かして当社の業務執行を監督する適切な人材であると判断し、当社の社

			外取締役を選任しております。
末 啓一郎	○	ブレークモア法律事務所のパートナー弁護士、日本発条株式会社の社外取締役であります。 同氏及び同氏の所属する事務所並びに同氏が社外取締役を務める企業と当社には、人的関係・資本的関係・取引関係はありません。	弁護士であり、国際通商関係をはじめとする国際法務に精通されていること、また、他社の社外役員を歴任し、当社の関連業界に偏らない広い視点を有しております。同氏は、これまで社外役員以外の方法で会社の経営に直接関与した経験は有しておりますが、これらの経験と高い専門知識を活かして当社の業務執行を監督する適切な人材であると判断し、当社の社外取締役に選任しております。 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し独立役員に指定しております。
相澤 馨	○	日華化学株式会社の社外取締役であります。 同氏及び同氏が社外取締役を務める企業と当社には、人的関係・資本的関係・取引関係はありません。	日東電工株式会社において代表取締役を含む要職を歴任しており、豊富な経営経験と当社の関連業界に偏らない広い視点を有しております。これらの経験と幅広い見識を活かして当社の業務執行を監督する適切な人材であると判断し、当社の社外取締役に選任しております。 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門は、それぞれ独立性を確保しておりますが、監査計画の相互報告や定期的な意見交換等により連携を密にし、監査効率及び監査実効性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
植村 公彦	弁護士								△					
瀧本 和男	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
植村 公彦	○	弁護士法人御堂筋法律事務所のパートナー弁護士、株式会社不動テトラの社外監査役であります。 弁護士法人御堂筋法律事務所と当社とは、当社発足の平成20年度から平成25年度にかけて、顧問弁護士料等として総額21百万円の報酬の支払いを行っております。現在は、当該事務所と人的関係・資本的関係・取引関係はありません。当社と同氏の所属する事務所とは、過去の取引がありましたが、取引の規模、性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。	弁護士であり、会社法をはじめとする企業法務に精通していること、また、他社の社外役員を兼任し、当社の関連業界に偏らない広い視点を保有していることから、その豊富な経験と高い独立性を活かして当社の業務執行を監督する適切な人材であると判断し、当社の社外監査役に選任しております。 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し独立役員に指定しております。
瀧本 和男	○	東京九段会計事務所の公認会計士、株式会社バイテックホールディングスの社外取締役(監査等委員)であります。 同氏及び同氏の所属する事務所並びに同氏が社外取締役を務める企業と当社には、人的関係・資本的関係・取引関係はありません。	公認会計士及び税理士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、他社の社外役員を兼任し、当社の関連業界に偏らない広い視点を保有していることから、その財務及び会計に関わる豊富な経験と高い独立性を活かして当社の業務執行を監督する適切な人材であると判断し、当社の社外監査役に選任しております。 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社が定める「CG基本方針」の第11条(取締役候補者及び監査役候補者の指名に関する方針及び手続)第5項及び別記(社外役員の独立性に関する基準)の要件及び東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役に対し、賞与にて業績の反映を行っております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

平成27年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額は、次のとおりです。

取締役 : 208百万円(8名)

監査役 : 47百万円(2名)

社外取締役 : 9百万円(3名)

社外監査役 : 12百万円(2名)

(注)上記には、平成27年6月22日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対する報酬等を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の各役員の報酬等は、株主総会で決議された報酬の範囲内において、次の方針のとおり決定しております。

(1) 業務執行取締役

役位別の固定報酬と当該事業年度の業績に連動する賞与によって構成され、賞与については会社業績と個人業績の総合評価により決定しております。

(2) 社外取締役

業務執行から独立した立場であることから、業績連動しない固定報酬のみとし、各人の職業的専門性等を勘案し、決定しております。

(3) 監査役

業務執行から独立した立場であることから、業績連動しない固定報酬のみとし、監査役の協議によって決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役をサポートする担当部門は、経営企画部門及び内部監査部門です。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択しており、取締役会において、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行うとともに、取締役会から独立した監査役及び監査役会により取締役の職務執行状況等の監査を実施しております。また、経営の意思決定の迅速化、業務執行に対する監督機能の強化及び責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。さらに、法令及び企業倫理を遵守するための当社グループの重要な活動・制度及び体制等を決定する機関として、CSR委員会を設置しております。

各機関の位置付け及び役割は次に示すとおりです。

(取締役会)

取締役会は、毎月1回定例にて開催されるほか必要に応じて適宜開催しており、経営監督と意思決定の機能を担っております。取締役会は、社外取締役4名を含む10名で構成されております。なお、原則監査役4名が取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるなど、代表取締役以下、経営執行部の職務執行状況の監視を行っております。

(監査役会)

監査役会は、毎月1回開催され、経営監査の機能を担っております。監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成されております。監査役は、当社事業、法律、財務に関する専門知識・経験を備えた人物を選定しております。監査役会では、監査方針、各監査役の業務分担、具体的実施事項、スケジュールを定め、取締役の職務執行状況を監査しております。

(経営会議)

経営会議は、業務執行取締役及び執行役員で構成され、原則として毎月2回開催されます。本会議では、当社の職務権限規程に定められた重要な経営事項についての審議及び報告を行っております。なお、常勤監査役が経営会議に出席し、必要に応じて意見を述べるなど、代表取締役以下、経営執行部の職務執行状況の監視を行っております。

(執行役員制度)

経営の意思決定の迅速化、業務執行に対する監督機能の強化及び責任の明確化を図るため導入しております。執行役員は、取締役兼務執行役員4名を含む14名で構成され、任期は1年とし取締役会において選任・再任・解任します。

(CSR委員会)

CSR委員会は、年2回開催され、コンプライアンスの推進、内部統制機能の強化等を推進する機能を担い、下部に8つの専門分科会を構成しております。CSR委員会は、委員長1名、委員13名の計14名で構成されております。CSR委員会の活動内容は適宜経営会議にて報告しております。

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、当社と取締役(業務執行取締役であるものを除く。)4名及び監査役4名との間において、会社法第423条第1項の賠償責任について限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償額の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

取締役及び監査役14名中6名の社外役員の任用、及び独立要件を満たす社外取締役及び社外監査役の任用により、経営の監督・監視機能の確保が行えるものと考え、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日と予想される日を回避して定時株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入しております。
その他	招集通知を、その発送前にTDnet及び当社ホームページにて電子的に公表しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社グループは、ディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページに公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、個人投資家向けに国内で説明会を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算発表後と通期決算発表後に、アナリスト・機関投資家向けに国内で説明会を開催しております。 また、年1回、施設見学会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、海外で機関投資家への説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	法定開示資料、金融商品取引所開示資料、広報発表資料、会社案内等、アナリスト・機関投資家・個人投資家の皆様に有用な資料を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	CSR推進室 広報IR部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動憲章」、「行動規範」にその方針を掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	更なる企業価値向上を図るため専門部門であるCSR推進室を設置し、CSRの推進を図っております。当社は、企業と社会の双方の利益を調和させながら事業活動を行い、社会を支え、社会とともに歩む「良き企業市民」を目指します。また、全社横断の組織であるCSR委員会を設置し、下部組織として、J-SOX分科会、リスク管理分科会並びにコンプライアンス分科会等を設けております。社会貢献・環境保全として清掃活動・森林保全活動等を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループは、企業情報を公正・公平かつ適時・適切に開示するとともに、ステークホルダーの皆様と積極的にコミュニケーションを図ることを基本方針とするディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページで公開しています。また、ディスクロージャーポリシーに基づき、企業情報を公正・公平かつ適時・適切に開示し、透明性・信頼性の高い経営に寄与するため、社内規程として情報開示規程を策定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、平成27年4月24日開催の取締役会において同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項各号及び第3項各号に定める体制の整備に関する基本方針について次のとおり決議しております。

(業務の適正を確保するための体制)

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という。)の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を次のとおり定める。

1. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、次のコーポレートガバナンス体制により、経営の透明性および健全性の確保を図る。
 - a. 経営責任の明確化と経営環境の変化への迅速な対応を図るため、取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - b. 経営監督および経営監査機能の強化ならびに重要な業務執行にかかる経営判断プロセスの妥当性の確保を図るため、これにふさわしい資質を備えた社外役員を招聘する。
 - (2) 当社は、当社役職員に対し、経営理念および行動規範の周知徹底を図る。
 - (3) 当社は、次のとおりコンプライアンス体制を確立し、推進する。
 - a. コンプライアンス規程を制定するとともに、審議機関としてCSR委員会を設置する。
 - b. 規制法令ごとに社内ルール、監視、監査、教育の各側面において、役割、責任を明確にしたコンプライアンスプログラムをCSR委員会の承認により制定し、年間計画に基づき実施するとともに、その実績をCSR委員会に報告する。
 - c. 取締役および監査役は、その職務の執行において必要とされる法令に関する研修に参加する。
 - d. 通常の業務ラインとは独立したルートを通じて、使用人等からコンプライアンス対応部門および社外弁護士への通報を容易にする内部通報制度を設置することにより、法令、定款、社内ルールに違反する行為の未然防止および早期発見を図り、運用規程に基づき適切な対応を行う。
 - (4) 当社は、反社会的勢力に対応するための基本方針および規程を制定し、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体の排除に向け、組織的な対応を図る。
 - (5) 当社は、社長直轄の内部監査部門を設置し、実効性の高い内部監査を実施する。

2. 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書管理規程を制定し、当社の重要な業務執行にかかる記録等を確実に保存および管理し、取締役および監査役が当該記録等の内容を知り得ることを保証する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、経営に影響を及ぼす可能性のあるリスクに関して、リスク管理規程を制定し、適切なリスク管理体制を整備する。
- (2) 当社は、大規模災害、重大事故、重大不祥事等の緊急事態の発生に備え、危機管理担当役員を任命するとともに、緊急時対応要領を策定し、緊急時の体制を整備する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会決議により業務執行取締役の担当業務を定めるとともに、取締役会規則および職務権限規程により、業務執行にかかる意思決定に関する権限と責任の所在を明確にする。
- (2) 当社は、当年度および中期の経営計画を策定し、定期的に進捗状況を確認し、評価および見直しを行う。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、当社は、財務報告にかかる内部統制の構築、評価および報告に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を取締役に報告する。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の予算、営業成績、財務状況、経営課題その他重要な情報を、子会社の規模や重要度に応じ、当社への定期的な報告事項とし、経営上の重要な事項については、当社の承認を要するものとする。
- (2) 当社は、当社の経営方針、戦略等の徹底および子会社の経営の掌握、指揮の一環として、必要に応じて当社役職員を子会社の取締役に選任する。
- (3) 当社は、子会社に対する監査の実効性を確保するため、必要に応じて当社役職員を子会社の監査役に選任するとともに、当社の内部監査部門は、当社監査役と相互に連携し、子会社の規模や重要度に応じ、内部監査を実施する。
- (4) 当社は、当社グループの役職員を一体として法令遵守意識の醸成を図るため、コンプライアンス規程および当社グループの役職員の行動規範を定めるとともに、コンプライアンス教育の実施や助言、指導を行う。当社の内部通報制度については、子会社の役職員も利用可能とする。
- (5) 当社は、当社グループ全体の適切なリスク管理を実施するため、リスク管理規程を定め、子会社の規模や重要度に応じたリスク管理体制を整備する。
- (6) 当社は、子会社の業務の適正性および効率性を確保するため、関係会社管理部門を設け、関係会社管理規程に基づき、当社と子会社間における協議、情報共有、指導、伝達、支援等が滞りなく行われる体制を構築する。

7. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを監査役が求めた場合には、監査役補助者を任命し、その決定には常勤監査役の意見の反映に努める。
- (2) 当該使用人は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令に従い、取締役会あるいは取締役等からの指揮命令は受けないこととする。

8. 当社グループの役職員が当社の監査役に報告するための体制

当社は、当社グループの役職員の監査役に対する報告等に関する規程を制定し、監査役が、その職務執行において必要な情報を円滑かつ適切に収集することを可能とするための体制の整備として次の事項を定める。

- a. 業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会の確保、監査役に対する定期的な報告および重要書類

の回付等、当社グループの役職員の業務執行にかかる情報収集を可能とする具体的手段を定める。

- b. 当社グループの役職員は、法令、定款等に違反する事実、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに当該規程に定める方法により当社監査役に対して報告を行う。
- c. 当社グループの役職員が当社監査役に対して報告したことを理由とする不利な取扱いを禁止し、当該報告者の保護を図る。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営の透明性および健全性を確保するため、監査に必要な専門知識および経験を備えた社外監査役を招聘する。
- (2) 当社は、監査役、内部監査部門および会計監査人の各監査機能の連携強化を進め、監査の実効性の確保を図る。
- (3) 当社は、監査役が職務の執行に必要であるとあらかじめ求める費用について予算を設けるとともに、監査役が、当該予算を超えて、弁護士、公認会計士その他の専門家に対する相談および調査等のための費用を請求するときは、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当該請求に応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「反社会的勢力との一切の関係を遮断する」という基本方針を取締役会で決議するとともに、以下の体制を整備・運用しております。

- ・ 企業行動憲章及び社員行動規範に反社会的勢力排除の項目を織り込み、グループ社員全員へ基本方針の浸透を図っております。
- ・ 反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力対応マニュアルを制定し、平時の備え・有事の対応方法等を具体的に規定しております。
- ・ 反社会的勢力と一切の関係を遮断するため、取引先等ステークホルダーの属性チェックを定期的に実施しております。
- ・ 万一取引先等が反社会的勢力と判明した場合に速やかに関係を解消するため、暴排条項を織り込んだ契約書又は覚書を締結しております。
- ・ 警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等外部の専門機関と積極的に連携し、情報収集及び有事の対応等を効率的・効果的に行っております。
- ・ 当社の反社会的勢力対応に関する主管部門を経営企画本部 人事総務企画室 総務部としております。

1. 買収防衛策の導入の有無

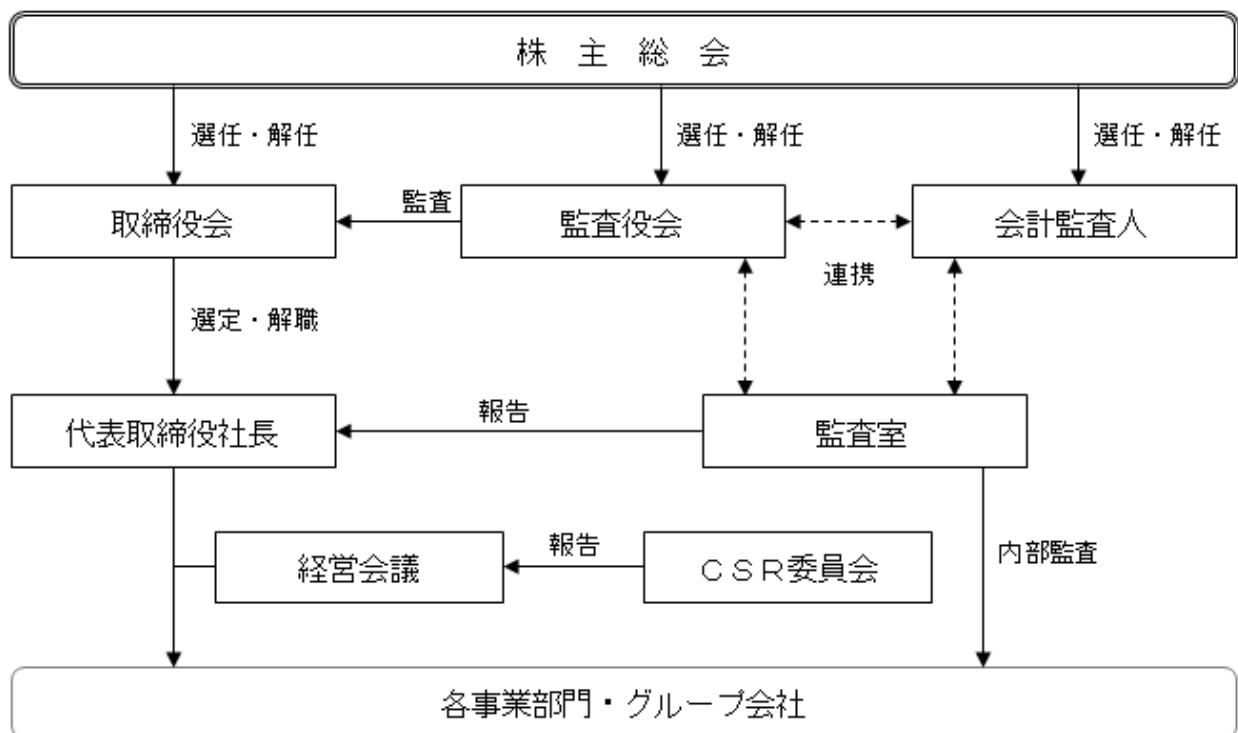
買収防衛策の導入の有無

なし

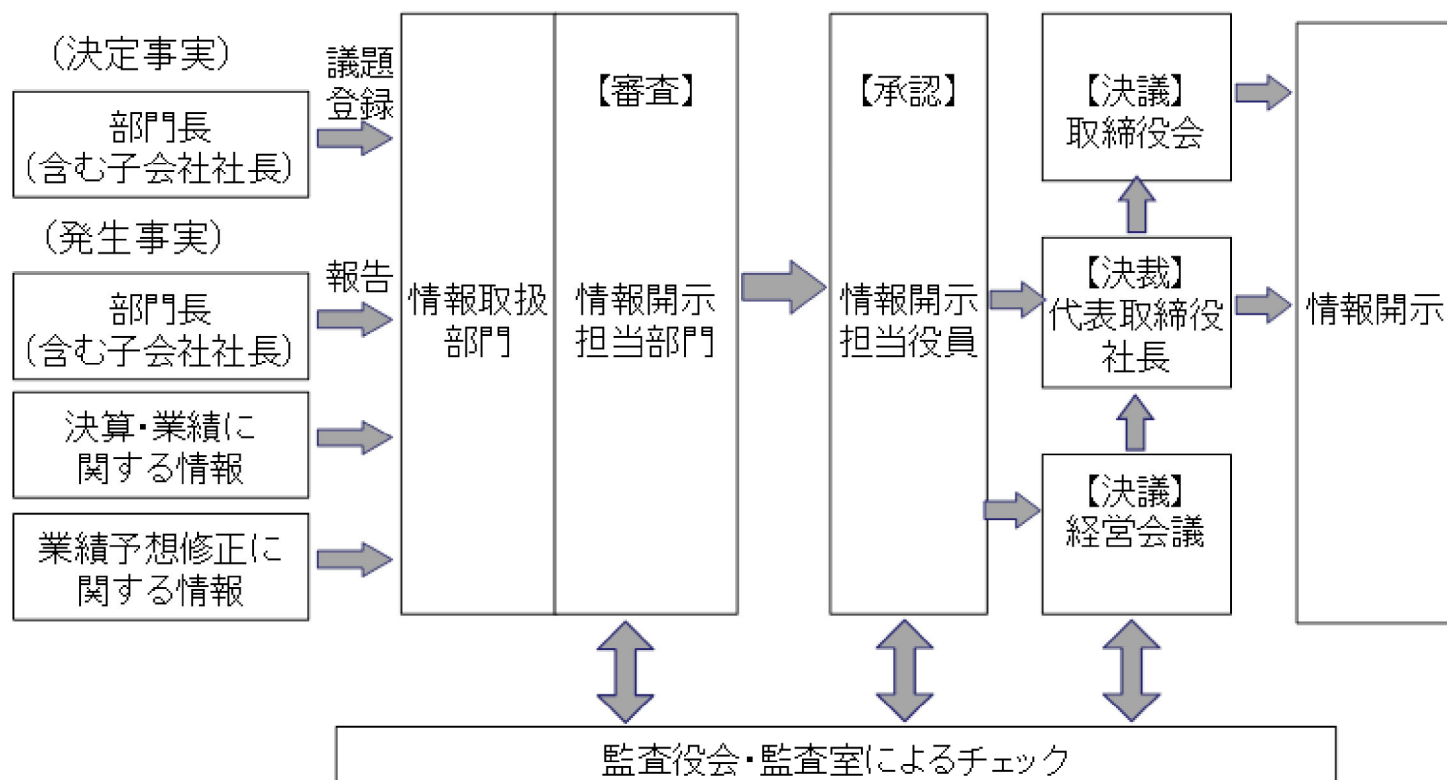
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】



【取締役候補者及び監査役候補者の個々の指名に関する説明】

氏名	役職	指名理由
松木 晴雄	代表取締役会長	会社経営に関する豊富な経験を有しており、平成 19 年から（当社の前身である）株式会社 NGK 水環境システムズの代表取締役社長、平成 20 年から当社代表取締役社長を歴任し、平成 23 年からは当社代表取締役会長として当社の経営全般を担っております。引き続きこれらの経験・実績を活かして当社経営を担う適切な人材であると判断し、当社の取締役に指名しております。
木田 友康	取締役副会長	会社経営に関する豊富な経験を有しており、平成 23 年から当社代表取締役社長として当社の経営全般を担っております。引き続きこれらの経験・実績を活かして当社経営を担う適切な人材であると判断し、当社の取締役に指名しております。
中村 靖	代表取締役社長	プラントエンジニアリング事業、サービスソリューション事業の責任者を歴任し、現在は経営企画本部長として管理部門の統括を担当しており、幅広い分野の業務執行に関する豊富な経験を有しております。引き続きこれらの経験・実績を活かして当社経営を担う適切な人材であると判断し、当社の取締役に指名しております。
福島 一郎	取締役	営業部門、海外部門の統括役員として、国内外の営業部門を中心とした業務執行に関する豊富な経験を有しております。引き続きこれらの経験・実績を活かして当社経営を担う適切な人材であると判断し、当社の取締役に指名しております。
西尾 晃	取締役	経営企画部門、事業戦略部門の責任者を歴任し、現在は調達センター長及びプラントエンジニアリング事業並びにサービスソリューション事業の統括を担当しており、幅広い分野の業務執行に関する豊富な経験を有しております。引き続きこれらの経験・実績を活かして当社経営を担う適切な人材であると判断し、当社の取締役に指名しております。
加藤 明	取締役	調達部門の責任者及びサービスソリューション事業の統括役員を歴任し、現在は経営企画本部副本部長として管理部門の統括補佐を担当しており、幅広い分野の業務執行に関する豊富な経験を有しております。引き続きこれらの経験・実績を活かして当社経営を担う適切な人材であると判断し、当社の取締役に指名しております。
坂部 進	社外取締役	日本碍子株式会社において要職を歴任しており、豊富な経営経験及び財務、会計における深い見識を有しております。引き続きこれらの経営経験と高い専門知識を活かして当社の業務執行を監督する適切な人材であると判断し、当社の社外取締役に指名しております。
松村 基史	社外取締役	富士電機株式会社において要職を歴任しており、豊富な経営経験と幅広い事業分野における深い見識を有しております。これらの経験と高い専門知識を活かして当社の業務執行を監督する適切な人材であると判断し、当社の社外取締役に指名しております。
末 啓一郎	社外取締役	弁護士であり、国際通商関係をはじめとする国際法務に精通されていること、また、他社の社外役員を歴任し、当社の関連業界に偏らない広い視点を有しております。同氏は、これまで社外役員以外の方法で会社の経営に直接関与した経験は有しておりませんが、引き続きこれらの経験と高い専門知識を活かして当社の業務執行を監督する適切な人材であると判断し、当社の社外取締役に指名しております。
相澤 馨	社外取締役	日東電工株式会社において代表取締役を含む要職を歴任しており、豊富な経営経験と当社の関連業界に偏らない広い視点を有しております。これらの経験と幅広い見識を活かして当社の業務執行を監督する適切な人材であると判断し、当社の社外取締役に指名しております。
伊藤 隆司	常勤監査役	営業業務に精通し、経営企画部門責任者及び当社子会社の社長として、長年にわたり会社経営に携わった経験を有しており、平成 25 年からは当社常勤監査役として業務執行の監査を担っております。引き続き豊富な経験に基づく監査及び経営監視体制の確立を期待して、当社の監査役に指名しております。
加藤 昌彦	常勤監査役	長年にわたり財務経理業務を担当した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。その豊富な経験を活かした監査及び経営監視体制の確立を期待して、当社の監査役に指名しております。
植村 公彦	社外監査役	弁護士であり、会社法をはじめとする企業法務に精通していること、また、他社の社外役員を兼任し、当社の関連業界に偏らない広い視点を保有していることから、その豊富な経験と高い独立性を活かして当社の業務執行を監督する適切な人材であると判断し、当社の社外監査役に指名しております。
瀧本 和男	社外監査役	公認会計士及び税理士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、他社の社外役員を兼任し、当社の関連業界に偏らない広い視点を保有していることから、その財務及び会計に関わる豊富な経験と高い独立性を活かして当社の業務執行を監督する適切な人材であると判断し、当社の社外監査役に指名しております。